

所得の申告について（お願い）

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料は、前年の所得に応じて計算されるため、所得の申告が必要です。4月15日までに提出してください。

ただし、以下の方は申告書の提出は不要です。

- （１）所得税の確定申告や市県民税（住民税）の申告をする人
- （２）給与収入のみで、給与支払報告書が勤務先から市に提出される人
- （３）公的年金のみの収入で、公的年金支払報告書が市に提出される人
- （４）18歳以下の人

所得の申告をしていないと、不利益が生じる場合があります

◆国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減措置が適用されません

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料は、前年の所得に応じて計算され、所得が一定額以下の場合、軽減が適用されます。

しかし世帯主が申告をしていないと、所得を正しく把握できないため、軽減割合の判定ができず、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が本来よりも高くなる場合があります。

◆医療費の自己負担限度額が正しく判定できません

所得の申告をしていないと、医療費の自己負担限度額が正しく判定できず、医療機関で支払う一部負担金が本来よりも高くなる場合があります。

収入がなかった人も申告が必要です

- ・前年中に収入がなかった人も、「収入が0円である」という申告が必要です。
- ・障害年金や遺族年金、雇用保険の失業給付などの非課税所得のみの方も申告が必要です。

お問合せ先 : 宮崎市役所 国保年金課 賦課係（第2庁舎1階） Tel.0985-21-1746
提出先 : 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号